

総社市空家等の対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第25号

総社市空家等の対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市空家等の対策の推進に関する条例施行規則（平成30年総社市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(指導) 第6条 <u>法第22条</u>第1項の規定による指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。</p> <p>(勧告) 第7条 <u>法第22条</u>第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>(命令) 第8条 <u>法第22条</u>第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。</p> <p>2 <u>法第22条</u>第4項に規定する通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）とする。</p> <p>3 <u>法第22条</u>第4項に規定する意見書は、意見書（様式第7号）とする。</p> <p>4 <u>法第22条</u>第5号の規定による意見の聴取の請求は、意見聴取請求書（様式第8号）により行うものとする。</p> <p>5 <u>法第22条</u>第7項の規定による通知は、意見聴取通知書（様式第9号）により行うものとする。</p>	<p>(指導) 第6条 <u>法第14条</u>第1項の規定による指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。</p> <p>(勧告) 第7条 <u>法第14条</u>第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>(命令) 第8条 <u>法第14条</u>第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。</p> <p>2 <u>法第14条</u>第4項に規定する通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）とする。</p> <p>3 <u>法第14条</u>第4項に規定する意見書は、意見書（様式第7号）とする。</p> <p>4 <u>法第14条</u>第5号の規定による意見の聴取の請求は、意見聴取請求書（様式第8号）により行うものとする。</p> <p>5 <u>法第14条</u>第7項の規定による通知は、意見聴取通知書（様式第9号）により行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>6 法第22条第13項に規定する標識は、標識（様式第10号）とする。 （代執行）</p> <p>第9条 法第22条第9項の規定に基づく行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第11号）により行うものとする。</p> <p>2 法第22条第9項の規定に基づく行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書は、代執行令書（様式第12号）とし、同法第4条に規定する証票は、執行責任者証（様式第13号）とする。</p> <p><u>様式第2号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第3号（第6条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第4号（第7条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第5号（第8条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第6号（第8条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第7号（第8条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第8号（第8条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第9号（第8条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p>6 法第14条第11項に規定する標識は、標識（様式第10号）とする。 （代執行）</p> <p>第9条 法第14条第9項の規定に基づく行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第11号）により行うものとする。</p> <p>2 法第14条第9項の規定に基づく行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書は、代執行令書（様式第12号）とし、同法第4条に規定する証票は、執行責任者証（様式第13号）とする。</p> <p><u>様式第2号（第5条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第3号（第6条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第4号（第7条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第5号（第8条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第6号（第8条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第7号（第8条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第8号（第8条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第9号（第8条関係）</u> 略</p>

改 正 後	改 正 前
<u>様式第10号（第8条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第10号（第8条関係）</u> 略
<u>様式第11号（第9条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第11号（第9条関係）</u> 略
<u>様式第12号（第9条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第12号（第9条関係）</u> 略
<u>様式第13号（第9条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第13号（第9条関係）</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（表）

6cm	立入調査員証	第 号
	所 属 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日	写真
この者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証する。		
年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）		
総社市長		印

9cm

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条（略）

- 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様

総社市長



指導書

次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められます。空家等の適切な管理を促進し、周辺的生活環境の保全を図るため、法第22条第1項の規定により指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 指導の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者
- 5 空家等相談窓口

（備考）

第 号
年 月 日

様

総社市長



勧告書

次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、次のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第2条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限

年 月 日

（備考）

第 号
年 月 日

様

総社市長



命令書

次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項の規定による命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がされませんでした。

ついては、次のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

(備考)

(教示)

様

総社市長



命令に係る事前の通知書

次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定により、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により、本通知の交付を受けた日から5日以内に、総社市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等
所在地
用 途
所有者の住所及び氏名

2 命じようとする措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 意見書の提出及び公開による意見聴取の請求先

5 意見書の提出期限 年 月 日

（備考）

年 月 日

総社市長 様

提出者 住所
氏名
連絡先

意見書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第4項の規定により、次のとおり意見書を提出します。

記

- 1 特定空家等の所在地
- 2 命じようとする措置に対する意見
- 3 その他意見
- 4 証拠書類等の提出有無

(備考)

年 月 日

総社市長 様

提出者 住所
氏名
連絡先

意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、次のとおり意見書の提出に代えて、公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

- 1 特定空家等の所在地
- 2 所有者の住所及び氏名
- 3 意見の聴取に出席しようとする者の住所、氏名及び連絡先

（備考）

第 号
年 月 日

様

総社市長



意見聴取通知書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、年 月 日付け意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第22条第6項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うため出頭を求めますので、同条第7項の規定により通知します。

なお、法第22条第7項の規定により公告していることを申し添えます。

また、法第22条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

- 1 特定空家等の所在地
- 2 所有者の住所及び氏名
- 3 命じようとする措置の内容
- 4 聴取の期日及び場所

標 識

次の特定空家等の所有者等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定により必要な措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により命じた。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限

年 月 日

（備考）

第 号
年 月 日

様

総社市長



戒告書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号により次の特定空家等の
を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の
推進に関する特別措置法第22条第9項の規定により、次の特定空家等の を執行いたしますので、
行政代執行法第3条第1項の規定により戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。ま
た、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申
し添えます。

記

特定空家等

- 1 所在地
- 2 用途
- 3 構造
- 4 規模
- 5 所有者の住所及び氏名

(教示)

第 号
年 月 日

様

総社市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号により次の特定空家等を 年 月 日までに
するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されなかったため、空家等対策
の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定により、次のとおり代執行を行いますので、行政代
執行法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。ま
た、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申
し添えます。

記

- 1 代執行を行う特定空家等の所在地
- 2 代執行の時期
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 執行責任者
- 4 代執行に要する費用の概算見積額

円

(教示)

（表）

6cm

第	号
執行責任者証	
部	課（室）長
この者は、次の行政代執行の執行責任者であることを証する。	
年	月 日
総社市長	
印	
記	
1. 代執行をなすべき事項	
代執行令書（	年 月 日付け 第 号）記載の
2. 代執行をなすべき時期	建築物の除去
年 月 日から	年 月 日までの間

9cm

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第22条（略）
2～8（略）
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10～17（略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。